

社会福祉法人鳥取県共同募金会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、鳥取県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
- (2) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (3) 募金目標額の決定
- (4) 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
- (5) 受配者に対する配分金の使途の監査
- (6) 受配者指定寄付金の受入れ及び審査
- (7) 中央共同募金会において議決した事項の実施
- (8) 社会福祉協議会との連絡
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鳥取県共同募金会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の福祉課題・生活課題を解決するために、民間社会福祉資金の確保並びに地域住民の社会参加の促進を積極的に進めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鳥取県鳥取市伏野 1729 番地 5 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 2 2 名以上 2 6 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。推薦の提案は、別に定める「評議員選任規程」に基づいて行うこととする。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 4 0 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権 限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 募金及び配分に関する事項
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 配分委員会委員の選任
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) 解散及び合併
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 1 2 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 6 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

5 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 1 5 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項

の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役員の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く

(1) 理事 12 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び常務理事は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己

の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局及び職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 25 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権 限)

第 26 条 理事会は、次の業務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 27 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 28 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 配 分 委 員 会

(配分委員会)

第 30 条 この法人に、社会福祉法第 115 条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員会の委員の定数)

第 31 条 配分委員会の委員は、10 名以上 12 名以内とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(配分委員会の委員の選任)

第 32 条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の決議を経て選任する。

(配分委員会の委員の任期)

第 33 条 配分委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 配分委員会の委員は、再任することができる。

(その他)

第 34 条 関係法令及びこの定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 部 会 及 び 委 員 会

(部会及び委員会)

第 35 条 この法人に、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 章 共 同 募 金 委 員 会

(共同募金委員会)

第 3 6 条 この法人は、市町村の区域に、共同募金委員会を置く。

2 共同募金委員会に関する規程は、別に定める。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 3 7 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 3, 0 0 0, 0 0 0 円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 8 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 9 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、この法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類をこの法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款をこの法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第45条 この法人が保有する株式（出資）について、その株（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第 10 章 解 散 及 び 合 併

(解 散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第48条 合併しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

第 11 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第 12 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人鳥取県共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の会長、副会長、常務理事、理事、監事は、次の通りとする。但し、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、その選任を行うものとする。

会 長（理事）	村 上 善 市
副会長（理事）	遠 藤 元三郎
常 務 理 事	田 崎 敬之助
理 事	小 谷 善 高
同	由 宇 石 治
監 事	太 田 実太郎
同	岡 崎 大 綱

2 この定款は昭和43年10月11日より施行する。

附 則（平成１１年１月２８日）

この定款は鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年６月２７日）

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

ただし、第１３条の規程にかかわらず平成１８年８月１９日までは評議員定数３４名とする。

附 則（平成１８年９月４日）

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２２年１１月２９日）

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行し、平成２２年８月１日から適用する。

ただし、平成２５年３月３１日までは第２４条の規定に関わらず、支会を置くことができ、その場合は、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和７年９月３日）

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。